

# 岐阜県公報

## 目次

### 教育委員会規則

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

(特別支援教育課) 四八三<sup>ページ</sup>

### 告示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 四八四

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(同) 四八八

### 公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業流通課) 四九〇

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(同) 四九一

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同) 四九二

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 四九二

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(建設政策課) 四九二

第二千三百六十三号  
平成二十四年七月十七日

(火曜日)

## 教育委員会規則

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県教育委員会

委員長 土屋

嶋

岐阜県教育委員会規則第九号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特別支援学校管理規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

### 別表中

岐阜県立郡上特別支援学校	小学部			知的障害者 自由者に対
	中学部			
岐阜県立飛騨特別支援学校	小学部			知的障害者
	中学部			
岐阜県立飛騨特別支援学校 下呂分校	小学部			知的障害者
	中学部			
岐阜県立飛騨特別支援学校 吉城特別支援	小学部	全日制 の課程	普通科	知的障害者
	中学部	全日制 の課程	普通科	

学校	岐阜県立飛騨特別支援学校	小学部	由
		中学部	知

又は肢体不 する教育	に対する教
---------------	-------

を

岐阜県立下呂特別支援学校			岐阜県立郡上特別支援学校			
高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等部
の課程	の課程	の課程	の課程	の課程	の課程	の課程
全日制			全日制			全日制
普通科			普通科			普通科
る 由 知			自 知			る

的障害者、肢体不  
者又は病弱者に対す  
教育

的障害者又は肢体不  
由者に対する教育

的障害者、肢体不  
者又は病弱者に対す  
教育

に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

### 告 示

岐阜県告示第三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

#### 一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡八百津町八百津字奥釜ケ平五九五二の一、五九五二の二、五九五三の二、字奥治郎洞五九五五の一から五九五五の三まで、字治良洞五九五六の一、五九五六の二、五九五七の一、字狐塚七九五六の六、七九五六の一四、七九五六の一八、字落ヶ洞七九五七の一、七九六四の三、七九六四の四、七九六四の二四

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（ ） 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。（ ）

岐阜県告示第三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市神岡町小萱字坂山五三二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市秋原町山之口字深谷三三二二・三三二三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市高鷲町大鷲字岩高二七九二、二七九三の一、二七九三の二、二七九四の一から二七九四の三まで、二七九五から二七九八まで、二八〇〇の一、二八〇〇の二、二八〇一、二八〇二、二八〇三の一、二八〇三の三、二八〇四、二八〇五の一、二八〇五の二、二八〇六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町大間見字元夕用五五二の一、五五〇の一・五五一の四・五五一の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町小那比字井原洞三六八四、三六八五の一、三六八六、三六九九の一、三六九九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町那比字川戸洞六五八八の一、六五八八の二の五、六五八八の八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所  
郡上市八幡町那比字上ヶ平一五六五、字日洞六五二四の一の四、六五二四の四、六五二四の六、六五二五の一八、六五二五の一九の一、六五二五の一九の二

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所  
郡上市白鳥町大島字上谷一七二二の三五

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜県告示第百三十一号

郡上市八幡町市島字立光平二三四〇の一、二三四一の一、二三四二の一、二三四三の一、二三四四の一、二三四五の一、二三四六の一、二三四七の一、二三四八の一、二三四九、字笛田洞三三五八の一、三三五八の三、三三五九

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町名血部字平畑山二二四六、二二四八の一、二二四九、二二五〇の四、

二二七六、二二七八から二二八〇まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大垣市上石津町西山字幾利一〇六五の三、一〇六五の八、一〇六五の一〇、一〇六五の二二、一〇六五の三一、一〇六五の三八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
高山市奥飛騨温泉郷平湯字長谷山七六八の一、七六八の四七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中津川市川上字丸野一〇八四の一、字山口四七一の七九

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

多治見市笠原町字梅平四一〇六の四四、四一〇六の五一

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

<p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主伐に係る伐採種は、定めない。</li> <li>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</li> <li>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</li> </ol> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>公 示</p>	<p>大規模小売店舗の新設の届出に関する件</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。</p> <p>なお、その届出書等は平成二十四年七月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。</p> <p>また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。</p> <p>平成二十四年七月十七日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 届出年月日</p> <p>平成二十四年七月五日</p> <p>二 届出者の氏名又は名称</p> <p>ゲンキー株式会社</p>
<p>三 建物の名称及び所在地</p> <p>ゲンキー下米田店</p> <p>美濃加茂市下米田町令一七四 一 外</p> <p>四 大規模小売店舗の新設日</p> <p>平成二十五年三月七日</p> <p>五 店舗面積</p> <p>一、三八六平方メートル</p> <p>六 駐車場の収容台数</p> <p>五三台</p> <p>七 荷さばき施設の面積</p> <p>四四平方メートル</p>	<p>大規模小売店舗の新設の届出に関する件</p>	<p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。</p> <p>なお、その届出書等は平成二十四年七月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。</p> <p>また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。</p> <p>平成二十四年七月十七日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 届出年月日</p> <p>平成二十四年七月五日</p> <p>二 届出者の氏名又は名称</p> <p>ゲンキー株式会社</p> <p>三 建物の名称及び所在地</p> <p>ゲンキー輪之内店</p> <p>安八郡輪之内町四郷二〇八 外</p>

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十五年三月七日

五 店舗面積

一、九六四平方メートル

六 駐車場の収容台数

八〇台

七 荷さばき施設の面積

五五平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年七月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年七月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社丸和ファーム

三 建物の名称及び所在地

カネスエ三里店

岐阜市大字清字上沼六三四番五 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

（変更前）株式会社カネスエ 代表取締役 牛田彰

（変更後）株式会社カネスエ商事 代表取締役 牛田彰

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年七月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年七月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社丸和ファーム

三 建物の名称及び所在地

カネスエ三里店

岐阜市大字清字上沼六三四番五 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前九時

（変更後）午前八時（土日祝日の年間六十日 午前七時）

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三〇分、翌午前〇時三〇分

（変更後）午前七時三〇分、翌午前〇時三〇分（土日祝日の年間六十日 午前六時

三〇分から

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年七月十七日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ゲンキー 高山三福寺店

高山市三福寺町二四二番地の二外

二 意見の概要

高山市長の意見

・当該予定地の周辺に商業施設が立地していることから交通の集中により交通の妨げにならないように、必要に応じて交通整理員の配置や誘導看板の設置など、円滑な道路交通の確保に努めること。  
また、当該予定地は通学路に隣接していることから、車両等の通行に際しては、

児童、生徒の安全確保に配慮すること。

・騒音の発生や影響が小さくなるよう、不必要なアイドリングや荷さばき作業時における騒音の発生を抑制するよう来店者・従業員・関係事業者への周知・教育に努めること。

（届出事項 新設）

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
鶴森三郷地区	大垣市役所	平成二四・八七・一七から 同二四・八・一四まで

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十四年三月九日	株式会社 滝戸組	代表取締役 貴代美	加茂郡富加町 高畑五〇四番地	般十九一 四三八六	建築工事業
平成二十四年三月十二日	中部興業株式会社	代表取締役 川嘉彦	加茂郡七宗町 上麻生二四八二五	般二十三 一五〇九	管及び造園工事業
平成二十四年三月十一日	堀井電気商会	堀井克彦	恵那市串原五 一五〇	般二十一 七〇〇三〇	電気工事業
平成二十四年三月十七日	株式会社 山中工務店	代表取締役 茂樹	大垣市南高橋 町三丁目一〇二番地	特十八二 〇〇六四七	土木、建築とび・土工、ほ装、塗装、防水及び内装仕上

平成二十 四年三月 二十一日	堀田業務 店	堀田義久	下呂市萩原町 尾崎六六〇 一〇七	般十八 〇〇一五	造園工業 業	工業 業
平成二十 四年三月 二十六日	ウベボ ー ト岐阜株 式会社	代表取締 役 服部 正明	岐阜市茜部新 所三丁目一六 番地	般十九 五九九	建築工業 業	建築工業 業
平成二十 四年三月 二十八日	株式会 社 バム建設	代表取締 役 二宮 昭二郎	岐阜市宇佐三 丁目一六番一 〇号	般二十三 一五六六九	大工、左官、とび、 土工、石、屋根、 タイル・れんが・ ブロック、鋼構造 物、鉄筋、板金、 ガラス、塗装、防 水、内装仕上、熱 絶縁及び建具工 業	大工、左官、とび、 土工、石、屋根、 タイル・れんが・ ブロック、鋼構造 物、鉄筋、板金、 ガラス、塗装、防 水、内装仕上、熱 絶縁及び建具工 業
平成二十 四年三月 二十九日	小島電 気 工事株式 会社	代表取締 役 小島 一敏	美濃加茂市加 茂川町二丁目 五番一五号	特十九 二九九	電気工業 業	電気工業 業
平成二十 四年三月 三十日	有限会 社 遠藤建設	代表取締 役 遠藤 順次	大垣市平町六 九二番地四	般二十三 一四一六七	建築及び大工工 業	建築及び大工工 業
平成二十 四年三月 三十日	大垣管 材 株式会 社	代表取締 役 五島 道久	大垣市長沢町 三丁目一六番 地	般二十二 二二三四四	管及び消防施設工 業	管及び消防施設工 業
平成二十 四年三月 三十日	水向建 築	水向敏男	郡上市大和町 島三七〇六	般二十三 四五〇〇一	建築及び大工工 業	建築及び大工工 業
平成二十 四年四月 五日	株式会 社 寺尾建設	代表取締 役 寺尾 一也	羽島郡笠松町 北及二四四四 一	般二十三 一〇〇八四	土木、建築、大工、 とび、土工、石、 管、鋼構造物、ほ 装及び水道施設工 業	土木、建築、大工、 とび、土工、石、 管、鋼構造物、ほ 装及び水道施設工 業
平成二十 四年四月	佐竹工 務 店	佐竹三一	岐阜市六条江 東一 一六	般二十二 一〇七五一	左官工業 業	左官工業 業

  

五日	太陽建設 株式会社	代表取締 役 宮川 茂樹	安八郡神戸町 大字川西五六 番地	特十九 二八三	土木及び建築工 業	土木及び建築工 業
平成二十 四年四月 五日	株式会 社 カワイ工 業	代表取締 役 川合 雅和	岐阜市則武西 二丁目二八番 八号	般十九 二八四二	大工、電気、管、 タイル・れんが・ ブロック及び鉄筋 工業	大工、電気、管、 タイル・れんが・ ブロック及び鉄筋 工業
平成二十 四年四月 九日	伊吹鉄工 所	安田利郎	大垣市青墓町 一丁目四五三 番地一	般十九 〇〇三八八	鋼構造物工業 業	鋼構造物工業 業
平成二十 四年四月 九日	日江環 境 開発株式 会社	代表取締 役 日比 清	大垣市草道島 町三六七一	般二十二 一〇一五二	しゅんせつ工業 業	しゅんせつ工業 業
平成二十 四年四月 二十四日	天龍ホ ー ル デザイン グス株式 会社	代表取締 役 福西 健二	各務原市蘇原 興亜町四丁目 一番地	特十九 〇一〇二〇	土木、とび、土工 及び造園工業 業	土木、とび、土工 及び造園工業 業
平成二十 四年四月 二十五日	株式会 社 岡山工務 店	代表取締 役 岡山 金平	中津川市福岡 六八五番地一	般二十三 四七一〇	管工業 業	管工業 業
平成二十 四年四月 二十五日	株式会 社 光建	代表取締 役 北村 房恵	養老郡養老町 飯田一〇五八	般二十三 二〇〇三三	管及び塗装工業 業	管及び塗装工業 業
平成二十 四年四月 二十七日	有限会 社 ケイアイ 建設	代表取締 役 石原 弥生	関市上之保一 五〇六〇番地	般二十一 一七一〇一	建築工業 業	建築工業 業
平成二十 四年四月 二十七日	岐阜県 J A ビジネス ト株式会社	代表取締 役 酒向 邦彦	各務原市各務 山の前町二丁 目三五二番地	般・特十九 一〇一九 六〇	土木、建築、大工、 とび、土工、管、 内装仕上及び造園 工業	土木、建築、大工、 とび、土工、管、 内装仕上及び造園 工業
平成二十 四年四月	タクシ ン 建築 社	古田武	美濃市安毛四 〇七四	般二十一 一三三三八	建築工業 業	建築工業 業

平成二十 四年五月 十一日	株式会社 セガミ鋼	代表取締役 瀬上剛紀	郡上市白鳥町 向小駄良一〇 六七	般十九三 二七九	建築、鋼構造物及 び鉄筋工事業
平成二十 四年五月 八日	有限会社 藤井商店	代表取締役 藤井三郎	岐阜市栄新町 二丁目六七番 地	般十九一 〇一八九一	土木、とび・土工 及び造園工事業
平成二十 四年五月 八日	北陸工機 株式会社	代表取締役 坂本正之	大垣市熊野町 二丁目二番 地三	般十九二 〇〇六五三	とび・土工工事業
平成二十 四年五月 八日	吉田鉄工 会社	吉田鉄之 助	飛騨市神岡町 東町六〇四 一	般二十一 四五四〇	機械器具設置工事 業
平成二十 四年五月 七日	安藤設備 工業株式 会社	代表取締役 安藤徳昭	瑞浪市業師町 二丁目四六番 地	般十九六 四七四	消防施設工事業
平成二十 四年五月 七日	マルシゲ 工務店	杉江重行	羽島郡岐南町 若宮地二丁目 一〇三番地	般十九一 〇一九二二	建築工事業
平成二十 四年五月 七日	マキタ電 気商会	蒔田安夫	高山市松之木 町二六九四番 地二	般二十一 八五〇二三	電気工事業
平成二十 四年五月 二日	有限会社 サンワ開 発	代表取締役 中島利美	下呂市金山町 金山三二五六 番地の一	般二十三 一一〇九七	建築工事業
平成二十 四年五月 一日	有限会社 永大建商	代表取締役 永井孝治	多治見市笠原 町四五〇二 二	般二十二 六〇〇三〇	とび・土工工事業
平成二十 四年四月 二十七日	有限会社 天池工業	取締役 山口三津 雄	岐阜市山県岩 中九二番地の 一	般十九一 四四五六	建築工事業
平成二十 四年四月 二十七日	株式会社 山朋	代表取締役 山田一路	関市小瀬三八 〇番地一	般十九三 五〇〇四二	土木、とび・土工 及びほ装工事業
平成二十 七年七月 二十七日					

平成二十 四年五月 十四日	富士電設	山中剛彦	加茂郡白川町 上佐見四二一 一番地一	般二十一 五〇〇二四	電気工事業
平成二十 四年五月 十四日	岡山工業	岡山敏郎	多治見市上山 町二丁目四一 番地の一	般二十一 一三三二七	建築及びとび・土 工工事業
平成二十 四年五月 十四日	株式会社 安田電機 管工	代表取締役 国枝明美	大垣市新田町 四丁目三六番 地	般十九一 六七九	土木工事業
平成二十 四年五月 十五日	株式会社 平野鉄建	代表取締役 平野五男	下呂市萩原町 上呂一四九三 番地	特二十三 五五五九	建築及び鋼構造物 工事業
平成二十 四年五月 十八日	有限会社 山岸建設	代表取締役 山岸清典	揖斐郡揖斐川 町谷汲大洞五 三一番地の二	般十九三 〇〇一五六	土木、建築及び大 土工事業
平成二十 四年五月 二十一日	曾我建設	曾我志雄	中津川市付知 町八九一八	般二十一 七〇〇二八	土木工事業
平成二十 四年五月 二十二日	有限会社 アクティ ブ	代表取締役 安藤克己	多治見市市之 倉町七丁目一 七五番地一四 六	般二十六 〇〇二五四	タイル・れんが・ ブロック工事業
平成二十 四年五月 二十二日	有限会社 高建コー ポレイショ ン	代表取締役 川端義人	郡上市高鷲町 鷲見四〇八番 地	般十九一 六三三三	造園工事業
平成二十 四年五月 二十四日	落合土建 株式会社	代表取締役 太田聡	中津川市落合 六七五九	特十九六 七八	土木、とび・土工 及びほ装工事業
平成二十 四年五月 二十九日	片桐工務 店	片桐春文	郡上市白鳥町 中津屋二七七	般十九四 五〇一八一	土木工事業
平成二十 四年五月 二十九日	有限会社	代表取締役	恵那市東野二	般十九一	建築工事業

平成二十 四年六月 四日	株式会社 綱織建設	役 伊藤 仁午	四一四	特二十三 一一三一	六六五五	建築工事業
雅文	代表取締役 綱織	可児郡御嵩町 御嵩一七六〇	番地一			

平成二十四年七月十七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社